

要請書別冊（日米地位協定関係）

令和 7 年 8 月

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会

目 次

1	第1条関係（軍隊構成員、軍属、家族の定義）	1
2	第2条関係（施設及び区域の許与、決定、返還、特殊使用）	4
3	第3条関係（施設及び区域内外の管理）	6
4	第4条関係（施設及び区域の返還、原状回復、補償）	12
5	第5条関係（船舶及び航空機の出入及び移動）	15
6	第9条関係（米軍人、軍属及びその家族の出入国）	17
7	第13条関係（課税）	19
8	第15条関係（歳出外資金諸機関）	21
9	第17条関係（刑事裁判権）	23
10	第18条関係（民事請求権）	27
11	第25条関係（合同委員会）	29

1 第1条関係（軍隊構成員、軍属、家族の定義）

1 概要

- (1) 「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう。
- (2) 「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に居住する者等を除く。）をいう。
- (3) 「家族」とは、次のものをいう。
 - ア 配偶者及び21才未満の子
 - イ 父、母及び21才以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

2 現状と課題

- (1) 平成29（2017）年1月、軍属に関する補足協定が締結された。主な内容は、次のとおり。
 - ア 軍属の範囲の明確化
 - (ア) 予算上の資金により雇用される在日米軍の文民の被用者
 - (イ) 在日米軍の監督下にある歳出外資金により雇用される文民の被用者
 - (ウ) 合衆国軍隊が運航する船舶及び航空機の文民の被用者
 - (エ) 在日米軍に随伴し、及びこれを直接支援するサービス機関の人員であつて、合衆国軍隊に関連する公の目的のためにのみ日本に滞在している人員
 - (オ) 合衆国軍隊に関連する公の目的のためにのみ日本に滞在している合衆国軍隊に雇用されていない合衆国政府の被用者
 - (カ) コントラクターの被用者
 - (キ) 軍用銀行施設を運用する被用者
 - (ク) 合同委員会によって特に認められる者
 - イ 上記ア(カ)の「コントラクターの被用者」の認定基準の作成
 - (ア) 合衆国政府の正式な招請により、また、合衆国軍隊に関連する公の目的のためにのみ日本に滞在しているコントラクターの被用者
 - (イ) 合衆国軍隊の任務にとって不可欠であり、かつ、任務の遂行のために必要な高度な技能又は知識を有しているコントラクターの被用者。当該コントラクターの被用者は、次のいずれかの要件を満たす。
 - a 高等教育又は専門的な訓練及び経験を通じて技能又は知識を取得していること。
 - b 任務の遂行のため、合衆国により承認された情報取扱資格を保持していること。
 - c 合衆国の連邦省庁、合衆国の諸州、合衆国の準州又はコロンビア特別区によって発行された免許又は資格証明書を保持していること。
 - d 専門的な任務を遂行するため、合衆国軍隊により緊急事態において必要であると認定され、日本での滞在が91日未満であること。
 - e 合同委員会により特に認められること。
 - ウ コントラクターの被用者についての通報・見直し等
 - (ア) コントラクターの被用者として認定した者の氏名、雇用主、満たした適格性基準等の通報

- (イ) 既存の契約を更新するコントラクターの被用者が適格性基準を満たさなくなる場合、軍属の地位を終了すべく手続。半年ごとに進捗報告、2年後に最終報告
- (ウ) 新規雇用されるコントラクターの被用者が認定基準を満たしているかを毎年確認
- (エ) 軍属の総数等を毎年報告
- エ 通常居住者の軍属からの除外
- オ 作業部会の設置
- (2) 補足協定締結により、コントラクターの被用者についての通報・見直し等により、透明性が向上するとされている。しかし、日米合同委員会で合意されたコントラクターの被用者の見直しの進捗状況や軍属に関する定期的な報告等の内容について公表されるか明らかではない。
- (3) 軍属の総数等が毎年米国政府から日本政府に報告されるが、地方公共団体に提供する予定は明らかではない。
- (4) 補足協定締結により、日米地位協定の対象となる軍属の範囲が明確化されるとされているが、施設及び区域内にある企業等で働く、軍属の対象とならない者が事件を起こした場合で、施設及び区域内に逃げ込んだときの逮捕又は身柄引渡しが適切に行われるか、疑問が残る。
- (5) 地方公共団体にとって、居住する米軍構成員及び軍属並びにそれらの家族等の人数などの情報は、基地対策を含む行政施策の基礎となる重要な情報であるが、地方公共団体が米軍構成員等の実態を把握する仕組みがない。

3 考え方

- (1) 軍属の補足協定第5条及び日米合同委員会で合意されたコントラクターの被用者の見直しの進捗状況や軍属に関する定期的な報告等の内容について日米両政府が公表することが重要である。
- (2) 地方公共団体にとって、居住する米軍構成員及び軍属並びにそれらの家族等の人数などの情報は、基地対策を含む行政施策の基礎となる重要な情報であるため、米軍構成員及び軍属並びにそれらの家族の総数等や軍種別、市町村別の内訳、区域外居住者の氏名、家族構成などの詳細な情報は、地元地方公共団体に提供される必要がある。
- (3) 施設及び区域内における日米地位協定の対象とならない者の逮捕等は、確実に行われる必要がある。

4 要請

- (1) 日米両政府により締結された軍属に関する補足協定については、その運用について透明性を確保するため、同協定第5条で定める通報及び軍属に関する定期的な報告等の内容に関する情報を公表すること。
- (2) 米軍構成員及び軍属並びにそれらの家族の総数等や軍種別、市町村別の内訳（施設及び区域内外別の居住情報含む。）などの詳細な情報を、地元地方公共団体に提供すること。
- (3) 軍属の範囲の明確化が、施設及び区域内における日米地位協定の対象とならない者の逮捕等に影響を及ぼすことがないように配慮すること。

5 その他参考

- (1) コントラクターとは、米軍と契約している法人又は、契約に基づき在日米

軍に対して役務を提供している者をいう。（在日米軍に勤務する法務官など、米軍や米国政府等と直接な雇用関係にあるものではない）

- (2) コントラクターの被用者とは、上記コントラクターに雇用されている者をいう。（従業員等）

2 第2条関係（施設及び区域の許与、決定、返還、特殊使用）

1 概要

- (1) 合衆国は、日本国内の施設及び区域の使用を許される。
- (2) 個々の施設及び区域に関する協定は、第25条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。
- (3) 日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならない。また、施設及び区域の返還又は新たな提供を合意することができる。
- (4) 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。
- (5) 合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討する。

2 現状と課題

- (1) 辺野古新基地建設が、地元地方公共団体の意向に反して強行されているように、施設及び区域の提供、運用、返還等に関して最も大きな影響を受ける周辺地域の住民や地元地方公共団体の意向が反映できるような仕組みが設けられていない。
- (2) 嘉手納町が、嘉手納基地使用協定に関する町民会議を立ち上げ、多発する基地被害の除去軽減緩和のため、三連協とともに、日本国と米国との基地使用協定の締結を求めている。

3 考え方

米軍基地から派生する諸問題の解決を図るためには、米軍基地と隣り合わせの生活を送っている周辺地域の住民や地元地方公共団体の理解と協力を得ることが不可欠である。

4 要請

- (1) 日本国政府及び合衆国政府は、施設及び区域の提供又は用途の変更、施設及び区域内における埋立て、大規模な土地の形状の変更、大規模な工作物の新設又は修繕等を行う計画がある場合は、関係地方公共団体と協議し、その意向を尊重する旨を明記すること。
- (2) 日本国政府及び合衆国政府は、日米合同委員会を通じて締結される個々の施設及び区域に関する協定の内容について、関係地方公共団体から、住民生活の安全確保及び福祉の向上を図るため要請があった場合は、これを検討する旨を明記すること。
- (3) 日本国政府及び合衆国政府は、前記の検討に際しては、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重する旨を明記すること。また、施設及び区域の返還についての検討に際しても、関係地方公共団体の意見を聴取し、そ

の意向を尊重する旨を明記すること。

- (4) 日米合同委員会を通じて締結される個々の施設及び区域に関する協定には、施設及び区域の使用範囲、使用目的、使用条件等を詳細に記載するとともに、その内容を日本国政府が定期的に審査する旨を明記すること。

5 その他参考

- (1) 嘉手納町等が求める使用協定の項目と内容
- ア 騒音（航空機）【離発着回数の制限等】
 - イ 深夜早朝飛行による騒音【深夜・早朝の航空機の活動を行わない等】
 - ウ 飛行ルート【適切な場周経路の設定】
 - エ 訓練【即応訓練の際の配慮等】
 - オ 外来機の飛来・帰還【原則として外来機の飛来禁止等】
 - カ 環境（臭気）【エンジン調整の適切な場所での実施、環境調査の立入等】
 - キ 事件・事故【事故原因の早急な究明と公表、整備点検の徹底等】
- (2) 北富士演習場（山梨県）及び東富士演習場（静岡県）の使用協定
- 地元地方公共団体と国との協定であり、演習場を自衛隊が使用する場合は条件を定め、共同使用する米軍についても、自衛隊と同一の条件で使用させる内容となっている。

3 第3条関係（施設及び区域内外の管理）

1 概要

- (1) 合衆国は、施設及び区域内において、警護、管理等のため必要なすべての措置を執ることができる。
- (2) 日本国政府は、合衆国軍隊の要請があったときは、合同委員会での協議の上で、施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。
- (3) 合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならない。

2 現状と課題

- (1) 地方公共団体による施設及び区域内への立入り（昭和 48（1973）年及び平成 8（1996）年 12 月）について
 - ア 施設及び区域への立入許可手続が整備、実施されている。
 - イ しかしながら、平成 25（2013）年 8 月にキャンプ・ハンセン内で発生した HH- 60 ヘリコプターの墜落事故の際の事故現場の環境調査は、平成 26（2014）年 3 月まで実施が許可されないなど、県が求める速やかな立入りが実現していない。
 - ウ 平成 28（2016）年 1 月以降、嘉手納飛行場に隣接する比謝川などで高濃度の PFOS 等が検出されていることを公表している。また、原因究明のため、平成 28（2016）年 6 月及び令和 2（2020）年 5 月の計 2 回、嘉手納飛行場への立入調査を求めているが、令和 7（2025）年 6 月現在、認められていない。
 - エ 平成 28（2016）年度に普天間飛行場周辺の地下水において比較的高濃度の PFOS 等が検出されたことから、平成 29（2017）年 1 月、「普天間飛行場における PFOS 等の適正使用」「同飛行場の PFOS 等使用実態に関する情報提供」「原因調査のための 3 者協議の実施」を要請したが、進展はなかった。
 - オ 平成 31（2019）年 2 月に普天間飛行場周辺の地下水における PFOS 等の汚染源の特定のため、同飛行場への立ち入りを申請し、令和元（2019）年 6 月、令和 3（2021）年 2 月、令和 4（2022）年 7 月及び同年 8 月、令和 6（2024）年 1 月に立ち入りを認めるよう要請しているが、令和 7（2025）年 6 月現在、認められていない。
 - カ 令和 2（2020）年度にキャンプ・ハンセン周辺の地下水等から比較的高濃度の PFOS 等が検出されたことから、PFOS 等汚染源の特定のため、令和 3（2021）年 12 月に同基地内への立ち入りを要請したが、令和 7（2025）年 6 月現在、認められていない。
- (2) 事件・事故発生時の通報手続（平成 9（1997）年 3 月）について
 - ア 公共の安全又は環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故発生時における通報手続が整備、実施されている。

イ しかしながら、施設及び区域内で発生する燃料漏出等について、平成 22（2010）年から平成 26（2014）年まで計 206 件発生しているが、日本側に 23 件しか通報されていないとの報道がなされた。通報するかどうかについては、米軍の判断に委ねられている。

ウ 平成 27（2015）年 9 月、普天間飛行場で約 950 リットルのディーゼル燃料が漏出した事故では、通報が 2 日後であった。速やかな通報がなされていない。

エ 施設及び区域内で事故が発生した場合、地元地方公共団体や地域住民にとっては、情報提供がないとその事故について把握できず、その結果、対策を取ることもできない可能性がある。

オ 令和 5（2023）年 12 月及び令和 6（2024）年 5 月に発生した米軍人による性的暴行事件について、当該通報手続きに基づき沖縄県への通報がなされなかった。令和 6（2024）年 7 月に、政府から新たな国内情報共有体制として、捜査当局による事件処理がしかるべく終了した後に情報を伝達する旨が公表された。しかしながら、当該通報手続きにおいては、事件・事故発生情報を得た後できる限り速やかに通報することとなっている。

(3) 国内法の適用について

米軍の諸活動の実施に関しては、米軍施設・区域内の PCB 等廃棄物の処理等について国内法の適用が除外されるなど、事故の危険性や環境汚染被害等に対する県民の懸念がある。

(4) 訓練・演習の実施にあたっては、沖縄防衛局を通じ文書で事前に通報が行なわれているが、その中には訓練・演習の内容や、実施時間など詳細についての情報は記載されておらず、住民は大きな不安を抱えている。

(5) 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化について

ア 嘉手納飛行場、普天間飛行場及びキャンプ・ハンセン周辺の湧水等で高濃度の PFOS 等が検出されていることから対策を講ずる必要がある。

イ 沖縄県赤土等流出防止対策基本計画の最終評価において、「宜野座南東海域」への赤土等流出量は減少しているものの米軍基地からの流出量が多く、また、「久志～辺野古地先海域」は米軍基地内からの赤土等流出量が増加していることから、その対策が重要である。

ウ 牧港補給地区については、その周辺に生息するハブから高濃度の PCB などが検出されたとの報道がなされ、また、平成 27（2015）年 9 月、昭和 47（1972）年から昭和 61（1986）年までにかけて発生した油や有害物質の流出事故等の環境汚染に関する米軍文書が公開されている。関連があるか事実関係は明らかでないため、積極的な情報公開が必要である。

(6) 環境補足協定（平成 27（2015）年 9 月）について

ア 日本の当局が次の場合に適切な立入りを行えるよう手続を作成・維持することとされた。

(ア) 環境に影響を及ぼす事故（漏出）が現に発生した場合

(イ) 施設及び区域の返還に関連する現地調査（文化財調査を含む。）を行う場合

イ 県が要望していた、少なくとも返還の 3 年以上前からの立入調査の実現

が盛り込まれていない。

ウ 環境補足協定締結後の普天間飛行場における文化財調査については、令和元（2019）年度より本格的に再開されたが、事前調整や手続き等が増えたことにより調査期間が制限されることが余儀なくされ、円滑な調査実施に影響を与えている。

エ 令和2（2020）年4月の普天間飛行場のPFOS等を含む泡消火剤漏出事故では、環境補足協定に基づく立入り調査が認められ、水及び土壌のサンプル採取が実現したものの、日本政府の行った立入り調査に関する調整方法は、日米両政府間でまとめた立入条件について、一方的かつ極めて短い期限でその承諾を求めるものであり、関係自治体からの協議の機会を与えない運用であった。

そのため、県が求めたサンプリング調査の一部が認められない等の問題があったと認識している。

さらに、環境補足協定に基づく現地視察及びサンプル採取の申請に対し、その決定が中央レベルで行われるなど、一定の時間を要したため、汚染実態の把握が十分に行えなかった。

3 考え方

- (1) 住民の安全・安心を守る立場から、地元地方公共団体の職員が現況を把握する等のため施設及び区域内への立入りを求める場合には、これに速やかに応ずることが必要である。
- (2) 公共の安全又は環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故については、適時・的確な情報公開により住民の不安を払拭するため、速やかで適切な情報提供や適切な措置の実施について、明記することが必要である。また、現行の通報手続において通報対象から除外されている事件・事故についても、更なる検討が必要である。
- (3) 航空機騒音や事故の危険性を軽減するため、ドイツをはじめ、NATO・ヨーロッパ諸国、オーストラリア、フィリピンの例にならい、米軍機にも日本国内法を適用させる必要がある。
- (4) 住民の不安を軽減するためにも、演習・訓練の実施に当たっては、その具体的内容について事前に公表がなされる必要がある。
- (5) 深刻な環境被害が発生する前の未然防止の観点から、環境保全に関する日本国内法を適用させ、また、施設及び区域における計画の策定に際し、環境等への影響の調査等を行うとともに、環境汚染が発生した場合には合衆国が適切な回復措置を執る必要がある。
- (6) 環境補足協定については、これまで基地を抱える地元地方公共団体が求めてきたことが実現されることが重要であり、改善されること及び実効性のある運用がなされる必要がある。

4 要請

- (1) 合衆国軍隊は、施設及び区域が所在する地方公共団体に対し、事前の通知後の施設及び区域への立入りを含め、公務を遂行する上で必要かつ適切なあらゆる援助を与えることや、緊急の場合は、事前通知なしに即座の立入りを

可能にする旨を明記すること。

(2) 下記の内容を明記すること。

ア 航空機事故、山火事、燃料流出等合衆国軍隊の活動に起因して発生する公共の安全又は環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故については、速やかに関連する情報を関係地方公共団体に提供するとともに、地域住民にも速やかに情報提供を行うことや、災害の拡大防止のため、適切な措置を執ること。

イ 米軍人等による性的暴行事件等、重大な事件・事故については、その再発防止や県民、地域住民の安全確保を速やかに図る必要があることから、事件・事故発生情報を得た後、速やかに地元自治体に通報すること。

(3) 合衆国軍隊の演習、訓練、施設整備等の諸活動の実施に対して、航空法等の日本国内法を適用する旨を明記すること。

(4) 合衆国軍隊が行う訓練・演習については、その内容が把握できる具体的かつ詳細な情報を関係地方公共団体に事前に通知するとともに、地域住民にも速やかに情報提供を行う旨を明記すること。

(5) 下記の内容の環境条項を新設する旨を明記すること。

ア 合衆国は、合衆国軍隊の活動に伴って発生するばい煙、汚水、赤土、PCB を含む廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有するものとする。

また、日本国における合衆国軍隊の活動に対しては、環境保全に関する日本国内法を適用するものとする。

イ 合衆国軍隊は、施設及び区域における全ての計画の策定に当たっては、人、動植物、土壌、水、大気、文化財等に及ぼす影響を最小限にするものとする。また、当該計画に基づく事業の実施前に、及び実施後においては定期的に、当該事業が与える影響を調査し、予測又は測定し、評価するとともに、調査結果を公表するものとする。さらに、日米両政府間で、当該調査結果を踏まえ、環境保全上の措置について協議するものとする。

ウ 合衆国軍隊の活動に起因して発生する環境汚染については、合衆国の責任において適切な回復措置を執るものとする。そのための費用負担については、日米両政府間で協議するものとする。

(6) 日米両政府間で締結された環境補足協定については、同協定が実効性のあるものとなるよう努めるとともに、次の内容に配慮すること。

ア 事故や環境汚染が確認され、環境に影響を及ぼす可能性がある場合には、通報の有無にかかわらず、関係する地方公共団体の速やかな現地視察や地元自治体の意見を反映した試料採取を含む調査が可能となるよう環境補足協定の改善を図るとともに、通報の基準については、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続（外務省仮約）」において「漏出等の結果として実質的な汚染が生ずる当然の蓋然性」とされているが、環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故等が発生した場合及び発生した疑いがある場合にまで拡大すること。また、日本国政府または合衆国政府が行う環境調査や汚染除去の過程を、事前に関係する地方公共団体に説明すること。さらに、関係する地方公共団体が必要と認める場合は、汚染除去後、確認調査及び一定期間のモニタリング調査を可能とすること。

- イ 返還前の土地の立入りについては、返還後の跡地利用が円滑に推進されるよう、日米安全保障協議委員会又は日米合同委員会の返還合意後、極力早期に、少なくとも返還の3年以上前からの立入り調査を可能とすること。また、これまで行われていた文化財調査が、環境補足協定に基づく手続によることとなったことにより中断し、令和元（2019）年度より本格的に再開したが引き続き関係地方公共団体による文化財調査等が円滑に実施できるよう、努めること。
- ウ 公共工事に必要な施設及び区域内への立入り調査について、環境補足協定の対象か否かの協議に時間を要し、一部の公共工事が中断していることから、同協定の対象となる現地調査を明確にすること。
- エ 文化財の発掘調査に伴い、環境汚染や遺棄物等が発見された場合、上記アに基づき調査等を実施すること。また、発掘調査の安全性を確認するための調査を実施すること。

5 その他参考

(1) 油等の流出事故に関する米軍内部の基準

平成 19（2007）年 6 月 8 日の衆議院外務委員会において、外務省の政府参考人が次のように答弁している。

ア 油等の流出事故に関する米軍部内の基準として、カテゴリー 1 から 4 までに分類されていると米側から説明を受けている。

イ カテゴリー 1 は、流出量 1 万ガロン以上のもので、環境に被害を及ぼし、又は公衆の健康や安全に深刻な脅威を与えるもの。

ウ カテゴリー 2 は、流出量 1 千ガロンないし 1 万ガロンのもので、環境に被害を及ぼす、又は公衆の健康や安全に脅威を与えるもの。

エ カテゴリー 3 は、流出量 100 ガロンから 1 千ガロンのもので、危険も被害も及ぼさないもの。

オ カテゴリー 4 は、流出量 100 ガロン未満のもの。

カ 事件・事故発生時の通報手続は、公共の安全又は環境に影響を及ぼす可能性がある事件、事故が発生した場合には通報を行う。まさにその施設・区域外において、公共の安全あるいは環境に影響を与えるかどうかを基準として、一義的には米側が判断をして通報してくるものである。

(2) ボン補足協定の規定

第 45 条 （略）

2 本条第 1 項に従った演習その他の訓練実習の遂行には、1961 年 9 月 27 日の連邦徴発法をはじめとして、それぞれ現行の文言におけるドイツの法令の関連規定が適用される。（略）

第 46 条 （略）

2 本条第 1 項に従った演習及びその他の訓練の遂行には、ドイツ空域への立入り及び使用、並びに「国際民間航空機関の標準及び勧告」の範囲に属する航空設備及び航空施設の使用に関するドイツの法規及び該当する法律その他の規則、告示に含まれる現行の通告・承認・調整手続きが適用される。権限のあるドイツ当局は、適切な時期に、ドイツ空域への立入りとその使用、航空設備及び航空施設の利用に関するドイツの法規

又は行政規定の将来の改定を、派遣国の当局と討議するものとする。条約加盟国はそうした改定の討議のためにこの分野における所轄の機関を活用するものとする。

4 第4条関係（施設及び区域の返還、原状回復、補償）

1 概要

- (1) 合衆国は、施設及び区域の返還に当たって、合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。
- (2) 日本国は、施設及び区域の返還の際、加えられている改良又は残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国に補償をする義務も負わない。

2 現状と課題

- (1) 支障除去措置等について
 - ア 返還後の土壌汚染等の発見
 - (ア) 平成15（2003）年3月に返還されたキャンプ桑江から、基準値を超える特定有害物質を含む土壌や古い機関銃弾等が発見された。
 - (イ) 平成25（2013）年6月、返還跡地に整備された沖縄市のサッカー場で有害物質を含むドラム缶等の廃棄物が発見された。
 - (ウ) 平成27（2015）年11月、北谷町にある返還跡地の宅地の土壌から、基準値を超えるダイオキシン類が検出された。
 - イ 跡地利用推進法に基づく支障除去措置※令和4（2022）年3月に期限の延長（10年）等の改正
 - (ア) 平成24（2012）年3月、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（跡地利用推進法）が改正された。
 - (イ) 国は、所有者等に土地を引き渡す前に区域の全部について土壌汚染や不発弾の除去等の支障除去措置を講ずることとなった。
- (2) 牧港補給地区の環境汚染の報道について
全部返還が合意されている牧港補給地区については、その周辺に生息するハブから高濃度のPCBなどが検出されたとの報道がなされ、また、平成27（2015）年9月、昭和47（1972）年から昭和61（1985）年までにかけて発生した油や有害物質の流出事故等の環境汚染に関する米軍文書が公開されている。関連があるか事実関係は明らかでないため、積極的な情報公開が必要である。
- (3) 環境補足協定（平成27（2015）年9月）について（再掲）
 - ア 日本の当局が施設及び区域の返還に関連する現地調査（文化財調査を含む。）を行う場合（原則150労働日前を超えない範囲）に適切な立入りを行えるよう手続を作成・維持することとされた。
 - イ 県が要望していた、少なくとも返還の3年以上前からの立入調査の実現が盛り込まれなかった。
 - ウ 日米安全保障協議委員会で返還が合意されている普天間飛行場において、これまで行われていた文化財調査は、環境補足協定に基づく手続によることとなったとして、本格的に再開できるようになった令和元（2019）

年度までの間、中断することとなった。また、再開後も事前の調整や手続き等が増え、円滑な調査実施に影響を与えている。

3 考え方

(1) 返還予定地における支障除去措置について

ア 沖縄県の場合、米軍施設・区域面積の約76.5パーセントが民公有地であるため、施設及び区域の返還後に土地所有者が安心して土地を使用できるよう、また、跡地利用を円滑に実施できるよう措置される必要がある。

イ 施設及び区域の返還に伴う環境調査及び環境浄化手続等を明確に規定し、徹底した支障除去措置を講ずる必要がある。

(2) 土地の使用履歴について

ア 日本国政府が行う施設及び区域における支障除去措置には、当該施設及び区域を使用していた米国の協力が必要不可欠である。

イ 汚染原因者としての責任の観点からも、米国政府は、施設及び区域の提供者である日本国政府と共同で対処する必要がある。

(3) 環境補足協定について（再掲）

環境補足協定については、これまで基地を抱える地元地方公共団体が求めてきたことが実現されることが重要であり、改善されること及び実効性のある運用がなされる必要がある。

4 要請

(1) 合衆国軍隊が使用している施設及び区域の返還に当たっては、事前に、日米両政府は、合衆国軍隊の活動に起因して発生した環境汚染、環境破壊及び不発弾等の処理について、共同で調査し、環境汚染等が確認されたときは、環境浄化等の原状回復計画の策定及びその実施等の必要な措置を執ること。そのための費用負担については、日米両政府間で協議する旨を明記すること。

(2) 返還が予定されている施設及び区域における土地について、使用開始後の形質の変更、建物の建設、廃棄物の処理等使用履歴に関する全ての情報を関係地方公共団体に提供する旨を明記すること。

(3) 日米両政府間で締結された環境補足協定については、同協定が実効性のあるものとなるよう努めるとともに、次の内容に配慮すること。（再掲）

ア 事故や環境汚染が確認され、環境に影響を及ぼす可能性がある場合には、通報の有無にかかわらず、関係する地方公共団体の速やかな現地視察や地元自治体の意見を反映した試料採取を含む調査が可能となるよう環境補足協定の改善を図るとともに、通報の基準については、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続（外務省仮約）」において「漏出等の結果として実質的な汚染が生ずる当然の蓋然性」とされているが、環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故等が発生した場合及び発生した疑いがある場合にまで拡大すること。また、日本国政府または合衆国政府が

行う環境調査や汚染除去の過程を、事前に関係する地方公共団体に説明すること。さらに、関係する地方公共団体が必要と認める場合は、汚染除去後、確認調査及び一定期間のモニタリング調査を可能とすること。

イ 返還前の土地の立入りについては、返還後の跡地利用が円滑に推進されるよう、日米安全保障協議委員会又は日米合同委員会の返還合意後、極力早期に、少なくとも返還の3年以上前からの立入調査を可能とすること。また、これまで行われていた文化財調査が、環境補足協定に基づく手続によることとなったことにより中断、令和元（2019）年度より本格的に再開したが引き続き関係地方公共団体による文化財調査等が円滑に実施できるよう、努めること。

ウ 公共工事に必要な施設及び区域内への立入調査について、環境補足協定の対象か否かの協議に時間を要し、一部の公共工事が中断していることから、同協定の対象となる現地調査を明確にすること。

エ 文化財の発掘調査に伴い、環境汚染や遺棄物等が発見された場合、上記アに基づき調査等を実施すること。また、発掘調査の安全性を確認するための調査を実施すること。

5 その他参考

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成7年法律第102号）の概要（平成24年3月支障除去措置時の改正）

- (1) 返還前の調査、測量のための立入りについて、国のあっせんが義務化された。
- (2) 国は、所有者等に土地を引き渡す前に区域の全部について土壌汚染や不発弾の除去等の支障除去措置を講ずることとなった。

5 第5条関係（船舶及び航空機の出入及び移動）

1 概要

- (1) 合衆国によって、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航される船舶及び航空機は、入港料又は着陸料を課されないで日本国の港又は飛行場に入出することが可能。
- (2) (1)の船舶及び航空機、合衆国政府所有の車両（機甲車両を含む。）並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、合衆国軍隊が使用している施設及び区域に入出、これらのものの間を移動し、及びこれらのものと日本国の港又は飛行場との間を移動することができる。
- (3) (1)に掲げる船舶及び航空機、合衆国の軍用車両の施設及び区域への出入並びにこれらのものの間の移動には、道路使用料その他の課徴金を課されない。

2 現状と課題

- (1) 米軍の航空機及び艦船による民間の空港及び港湾の使用について
日米地位協定第5条では、米軍の艦船及び航空機（米軍に徴用された民間船舶及び民間航空機を含む）が、我が国の空港、又は港湾に出入りする権利が認められている。
しかしながら、関係法令が適用されなければ、他の航空機や艦船の安全を確保することは困難である。
ア 米軍の航空機による民間空港の使用
（ア）平成18（2006）年まで、米軍のヘリコプターがフィリピンでの演習等のため、下地島空港を使用した（計62日、323回）。
（イ）平成24（2012）年3月、米軍機が米軍艦船への人員輸送のため、石垣空港を使用した。
イ 米軍の艦船による民間港湾の使用
（ア）平成19（2007）年6月、米軍の掃海艇2隻が親善・友好訪問等のため与那国町の祖納港に入港した（復帰後初の民間港湾の使用）。
（イ）平成28（2016）年1月、2月及び10月、米陸軍揚陸艇が物資輸送等のため伊江港を使用した。
- (2) 演習及び訓練の実態を伴う移動について
ア 平成17（2005）年8月、海兵隊が沖縄自動車道で習熟運転を行ったことで、交通事故が発生した。
イ 平成28（2016）年7月、約10人の海兵隊員が銃を携行したまま北部訓練場沿いの公道を移動した。

3 考え方

- (1) 航空機及び船舶の円滑、かつ、安全な運航を確保するため、米軍による民

間空港及び港湾の使用は、緊急時以外は禁止する必要がある。また、施設の円滑かつ安全な管理のため、航空法等の法令のみならず港湾管理条例等を含めた国内法を適用すべきと考える。

- (2) 演習又は訓練については、提供されている施設及び区域内において行われるべきである。

4 要請

- (1) 民間航空機及び民間船舶の円滑な定期運航及び安全性を確保するため、合衆国軍隊による民間の空港及び港湾の使用は、緊急時以外は禁止すること。また、合衆国軍隊が空港及び港湾を使用する場合は、国内法を適用する旨を明記すること。
- (2) 第5条に規定する「出入」及び「移動」には、演習及び訓練の実態を伴うものを含まない旨を明記すること。

5 その他参考

空港及び港湾使用に係る規定

- (1) 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例（昭和47年沖縄県条例第20号）
（航空機による施設の使用）

第4条 航空機の離着陸又は停留のため空港の施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

2 知事は、使用者に対し、航空機の停留その他について必要な指示をすることができる。

- (2) 沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）
（入出港届）

第6条 船舶は、規則で定める港湾の港湾区域内に入港し、又は当該港湾区域内から出港しようとするときは、入港届又は出港届を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に指定した船舶については、この限りでない。

（施設の使用許可）

第7条 港湾施設（宜野湾港マリーナ、与那原マリーナ及び西原・与那原マリンパークに係るものを除く。以下この節において同じ。）を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた者が、その許可に係る事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 知事は、前項の許可をするに当たり、必要な条件を付することができる。

6 第9条関係（米軍人、軍属及びその家族の出入国）

1 概要

- (1) 合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れることができる。
- (2) 合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。
- (3) 日本国政府は、両政府間で合意される手続に従って、入国者及び出国者の数及び種別につき定期的に通報を受ける。（合意議事録）

2 現状と課題

- (1) 平成8（1996）年12月、人、動物及び植物の検疫に関する日米合同委員会合意がなされ、検疫手続が適用されている。しかしながら、現状、人、動物及び植物に対する検疫などに関する日米地位協定上の規定がない。
- (2) 平成12（2000）年10月、山口県岩国基地内から、日本で生息していない毒グモのクロゴケグモ約60匹が見つかった。平成18（1996）年7月には岩国基地周辺で発見されている。
- (3) 令和2（2020）年からの新型コロナウイルスの感染拡大の際には、米軍における日本への入国時検査が、日本の措置とは整合的と言えない運用が行われていたことが明らかになった。

3 考え方

海外からの伝染病の侵入に対する基地周辺地域の住民の不安を払拭するためには、人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関する国内法を適用し、米軍に対しても日本国当局による検疫を実施する必要がある。

4 要請

人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法を適用する旨を明記すること。

5 その他参考

ボン補足協定の規定

第54条 人間、動物及び植物の伝染病の予防及び駆除並びに植物害虫の繁殖予防及び駆除に関しては、本項に別段の規定がない限り、ドイツの法令及び手続が軍隊及び軍属に対しても適用される。軍隊は、第一文であげた分野において、自己の使用に供された施設内で、その構成員、軍属及び家族に対して、公衆衛生及び植物栽培に危害を与えないという条件の下で独自の規則と手続を適用することができる。

- 2 軍隊の当局とドイツ当局は相互に、伝染病の発生、発生のおそれ、流行及び消滅並びにそれらに関してとった措置等に関する情報を速やかに交換する。
- 3 軍隊の当局が、軍隊に使用が認められた土地の周辺区域において保健、衛生上の措置を必要と考える場合、その措置の実施に関してドイツ当局との間に取極を結ぶ。
- 4 ドイツ法によって輸入が禁止されている物品は、ドイツ当局が許可し、且つそれが公衆衛生と植物栽培に危害を与えるものではないという条件の下でのみ、軍隊の当局によって輸入することができる。ドイツ当局と軍隊の当局はこの規定に従いドイツ当局により輸入が許可された物品の種類についての取極を結ぶ。
- 5 軍隊の当局は、ドイツ当局が許可する場合には、自己が輸入する物品の検査と監視を行う事ができる。軍隊の当局は、それらの物品の輸入が公衆衛生や植物栽培に危害を与えるものでないということを保証する。

7 第13条関係（課税）

1 概要

- (1) 合衆国軍隊は、日本国において保有し、使用し、又は移転する財産について租税又は類似の公課を課されない。
- (2) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、これらの者相互間の移転又は死亡による移転についての日本国における租税を免除される。
- (3) この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

2 現状と課題

- (1) 昭和 29（1954）年 3 月、日米合同委員会において、米軍人等の私有車両による道路の使用について金額を課し、地方公共団体が車両の所有者である米軍人等から当該金額を受領する旨が合意された（自動車税等として徴収）。
- (2) 平成 11（1999）年 2 月、日米合同委員会において、上記金額が改正された。
- (3) 米軍人等の所有する私有車両に対する自動車税等の額は、民間車両と比較して低いものとなっている。

税の種類	排気量等の区分	米軍人等の私有車両	民間車両
自動車税	4.5Lを超える	22,000円	88,000円以上
	4.5L以下	19,000円	76,500円以下
	トラック	32,000円	40,500円以下
軽自動車税	四輪	3,000円	10,800円
	原動機付自転車	500円	2,000円以上

※ 民間車両の軽自動車税額は、平成 28（2016）年度に改正されている。

- (4) 民間車両と同じ税率の自動車税を課した場合、年間で約 6 億 9 千万円の税収の増加が見込まれる。

3 考え方

米軍人等の私有車両の通行に伴う行政需要の増加及びそのために要する県の財政上の負担は、小さいものではない。

4 要請

合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税について、民間車両と同じ税率で課税する旨を明記すること。

5 その他参考

(1) 政府の米軍人等の私有車両に対する課税の考え方

ア 米軍人等は、日米地位協定の規定により、動産の保有等についての租税を免除されるが、道路の使用について納付すべき租税の免除を与えるものではない。

イ 自動車税及び軽自動車税は、財産税と道路損傷負担金の性格を併せ持つと解される。

ウ このうち、道路損傷負担金に相当する部分を米軍人等の私有車両に対して課税する。

(2) 民間車両と米軍人等の私有車両の課税額の差額の補填

差額は、地方交付税法に規定する基準財政収入額の算定上反映される仕組みとなっている。しかしながら、このような代替措置的な制度が、基地が所在するゆえの優遇措置との誤解を生む一因となっている。

8 第15条関係（歳出外資金諸機関）

1 概要

- (1) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する海軍販売所、ピー・エックス、食堂等の諸機関は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の利用に供するため、施設及び区域内に設置することができる。
- (2) これらの諸機関は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服さない。
- (3) これらの諸機関による商品及び役務の販売には、日本の租税を課さず、これらの諸機関による商品及び需品の日本国内における購入には、日本の租税を課する。
- (4) これらの諸機関が販売する物品は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従って処分を認める場合を除くほか、これらの諸機関から購入することを認められない者に対して日本国内で処分してはならない。（第3項）

2 現状と課題

- (1) ゴルフ場でのプレーやセスナ機への搭乗等、諸機関が提供する役務や施設の利用については、日本人が利用する際の制限の内容及び利用手続等に関する明確な規定がない。
- (2) 沖縄県ゴルフ事業連絡協議会から、米軍ゴルフ場について、日本人の利用が多いとして、日本人が利用することを禁止し、民間企業に支障がない、米軍のための福利厚生施設とするよう要望がある。

＜参考＞ゴルフ場利用料金

- | | |
|--------------------|------------|
| ①T a i y o G o l f | 6000円 |
| ②知花ゴルフコース（ショート） | 800円～1100円 |

- (3) 平成11（1999）年12月、嘉手納エアロクラブ所属のセスナ機が嘉手納弾薬庫地区に緊急着陸する事故が発生。日本人を搭乗させた遊覧飛行が日常的に行われていることが問題となった。

3 考え方

諸機関は、日本の租税が免除されており、日本人が諸機関の役務や施設を利用する際の具体的な制限の内容及び利用手続等についても、課税の公平性の観点から、物品の販売、処分に準じた明確な規定を設ける必要がある。

4 要請

第15条第3項を改正し、施設及び区域内の諸機関が提供する役務についても、物品の販売の場合と同様に、日本人に対する役務の提供を制限する旨を明記すること。

5 その他参考

ゴルフ場利用税について

- (1) 納税義務者 ゴルフ場の利用者
- (2) 利用税の金額 次の表のとおり

級数	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
税率	960円	800円	720円	640円	560円	480円	400円

- (3) 市町村への交付 税収の10分の7をゴルフ場が所在する市町村に交付
- (4) 特例 米軍施設内ゴルフ場については、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号）」に基づき、非課税
 - ※ T a i y o G o l f をゴルフ場利用税の課税対象と仮定した場合に、ゴルフ場の利用者に課されるゴルフ場利用税は、800円（2級）と試算されている。
 - ※ 知花ゴルフコースは、ゴルフ場利用税の課税対象外施設となる。

9 第17条関係（刑事裁判権）

1 概要

(1) 専属的裁判権

ア 合衆国の軍当局が専属の裁判権を有する場合

合衆国の軍法に服する者に対し、合衆国の法令によって罰することができる罪で日本国の法令によっては罰することができないもの（合衆国の安全に関する罪を含む。）

イ 日本国の当局が専属の裁判権を有する場合

合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の法令によって罰することができる罪で合衆国の法令によっては罰することができないもの（日本国の安全に関する罪を含む。）

(2) 一次裁判権

ア 合衆国の軍当局が第一次の権利を有する場合

(ア) 合衆国軍隊の構成員又は軍属に対し、もっぱら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもっぱら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪

(イ) 合衆国軍隊の構成員又は軍属に対し、公務中の作為又は不作為から生ずる罪

イ 日本国の当局が第一次の裁判権を有する場合

上記(2)アに掲げるもの以外の罪

(3) 被疑者の拘禁移転

ア 日本国の当局は、合衆国の軍当局に対し、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。

イ 日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行う。

(4) 捜査への協力

日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。）について、相互に援助しなければならない。

(5) 合衆国軍隊の財産の搜索等

ア 日本国の当局は、通常、施設若しくは区域内にあるすべての者若しくは財産について、又は所在地のいかんを問わず合衆国軍隊の財産について、搜索、差押え又は検証を行う権利を行使しない。ただし、合衆国軍隊の当局が日本国の当局による搜索、差押え又は検証に同意した場合は、この限りでない。（合意議事録）

イ 施設若しくは区域内にある者若しくは財産又は日本国にある合衆国軍隊

の財産について、搜索、差押え又は検証を行うことを日本国の当局が希望するときは、合衆国の軍当局は、要請により、その搜索、差押え又は検証を行なうことを約束する。（合意議事録）

2 現状と課題

(1) 日本国の当局が裁判権を行使すべき被疑者の拘禁について

ア 身柄が合衆国の手中にある場合について

(ア) 取調べへの影響の懸念

平成21（2009）年、読谷村で発生したひき逃げ死亡事件では、基地内に身柄があった被疑者が取調べに応じなかった。

(イ) 被疑者が本国に逃亡する可能性

平成5（1993）年、婦女暴行の容疑で基地内に拘束されていた陸軍兵が、偽造した軍の命令書などを利用して民間機で本国へ逃亡した。

イ 運用改善（起訴前の拘禁移転（平成7（1995）年10月））について

(ア) 殺人又は強姦という凶悪な犯罪に係る起訴前の拘禁の移転についての要請に対し、好意的な考慮を払うとする運用改善が日米合同委員会で合意された。

(イ) しかしながら、要請から被疑者の身柄が移転されるまで、平成13（2001）年6月に発生した婦女暴行事件では4日、平成15（2003）年5月に発生した強姦致傷事件では2日を要した。

(ウ) 平成14（2002）年11月に発生した婦女暴行未遂事件では、日本側の起訴前の身柄引渡し要請に対し、明確な理由が示されないまま拒否された。

(エ) 起訴前の身柄引渡しの判断は、依然として合衆国の裁量に委ねられている。

※ 参考1 起訴前の拘禁移転を要請した事件

発生年月	都道府県	事件名・引渡しの可否
平成8（1996）年7月	長崎県	強盗殺人未遂事件（起訴前引渡し）
平成13（2001）年6月	沖縄県	婦女暴行事件（起訴前引渡し）
平成14（2002）年11月	沖縄県	婦女暴行未遂ほか（起訴前引渡し拒否）
平成15（2003）年5月	沖縄県	婦女暴行致傷事件（起訴前引渡し）
平成18（2006）年1月	神奈川県	強盗殺人事件（起訴前引渡し）
平成20（2008）年3月	神奈川県	強盗殺人事件（起訴前引渡し）

（出典：外務省ウェブサイト）

※ 参考2

平成13（2001）年に北谷町で発生した米兵による連続放火事件に関し、身柄引渡しを拒否された旨の報道については、警察によると、刑事特別法第10条の規定による逮捕同意請求について拒否されたとのこと。

(2) 施設及び区域外における米軍財産の捜査について

平成20（2008）年10月に名護市で発生した、施設及び区域外へのセスナ機墜落事故では、警察が刑事特別法第13条の規定により機体の差押えについて米軍に同意を求めたが、拒否された。

機体は、日米地位協定合意議事録を踏まえ、米側により回収された。

(3) 施設及び区域外における航空機事故の際の現場統制について

ア 平成16（2004）年8月、CH-53ヘリコプターが沖縄国際大学構内に墜落した事故では、発生直後の現場周辺において米海兵隊員が現場統制を行ったことから、県民が強く反発した。

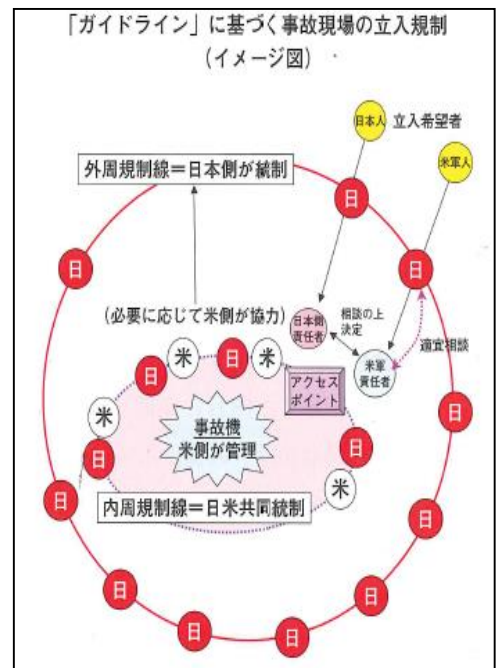
イ このことを受け、平成17（2005）年4月、「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」が日米合同委員会で承認された。

ウ 内容は、次のとおり。

(ア) 施設・区域の外における米軍用機による事故現場の規制は、日米両当局が共同で行う。

(イ) 米軍用機事故現場には「内周規制線」と「外周規制線」が設けられ、「内周規制線」では日米共同により、「外周規制線」では専ら日本側当局により現場管理・立入規制が行われる。

(ウ) 合衆国側は、すべての残骸、部分品、部品及び残渣物に対して管理を保持する。



（出典：防衛施設庁史）

3 考え方

- (1) 事件・事故が繰り返されるのは、米軍人・軍属等が日米地位協定によって守られているとの認識が根底にあると言わざるを得ない。合衆国の軍当局に最終決定権を留保した合意内容では不十分であり、全ての犯罪の場合について、日本国の当局が裁判権を行使すべき被疑者の起訴前の拘禁は、速やかに日本側が行えるようにする必要がある。
- (2) 米軍の財産が施設及び区域の外にある場合には、原則として米国の管理権が及ばないことから、日本国の当局が捜索等を行うとすることが必要である。
- (3) 施設及び区域の外における現場統制は、本来日本国の当局の主導の下で行われるべきである。

4 要請

- (1) 合衆国の軍当局は、日本国の当局から被疑者の起訴前の拘禁の移転の要請がある場合は、速やかにこれに応ずる旨を明記すること。
- (2) 米軍の財産が施設及び区域の外にある場合には、日本国の当局が搜索、差押え又は検証を行う権利を行使する旨を明記すること。
- (3) 施設及び区域の外における事故現場等の必要な統制は、日本国の当局主導の下に行われる旨を明記すること。

5 その他参考

- (1) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年法律第138号）

（施設又は区域内の逮捕等）

第10条 合衆国軍隊がその権限に基いて警備している合衆国軍隊の使用する施設又は区域内における逮捕、勾引状又は勾留状の執行その他人身を拘束する処分は、合衆国軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又はその合衆国軍隊の権限ある者に囑託して行うものとする。

- 2 死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁こに当たる罪に係る現行犯人を追跡して前項の施設又は区域内において逮捕する場合には、同項の同意を得ることを要しない。

（施設又は区域内の差押え、搜索等）

第13条 合衆国軍隊がその権限に基づいて警備している合衆国軍隊の使用する施設若しくは区域内における、又は合衆国軍隊の財産についての搜索（搜索状の執行を含む。）、差押え（差押状の執行を含む。）、記録命令付差押え（記録命令付差押状の執行を含む。）又は検証は、合衆国軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は検察官若しくは司法警察員からその合衆国軍隊の権限ある者に囑託して行うものとする。ただし、裁判所又は裁判官が必要とする検証の囑託は、その裁判所又は裁判官からするものとする。

- (2) ボン補足協定の規定

第22条 （略）

- 2 (a) 逮捕がドイツ当局によって行われた場合、当該派遣国の当局が要請すれば、逮捕者はこれに引き渡される。

- (b) 逮捕が派遣国当局によって行われ、又は本項(a)号に基づき逮捕者が派遣国に引き渡された場合、当局は、

(I) 抑留をいつでもドイツ当局に移すことができる。

(II) 特定の事件においてドイツ当局が提出する抑留の移転の要請に対しては、好意的考慮を払うものとする。

- 3 （略）

10 第18条関係（民事請求権）

1 概要

- (1) 公務中の合衆国軍隊の構成員又は被用者の作為又は不作為から生じる損害は、日本国が次の規定に従って処理する。
 - ア 請求は、自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従って、提起し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する。
 - イ 日本国は、合意され、又は裁判により決定された額を日本円で支払う。
 - ウ 前記の支払又は支払を認めない旨の確定した裁判は、両当事国に対し拘束力を有する最終的のものとする。
 - エ 合衆国のみが責任を有する場合には、賠償額の25パーセントを日本国が、75パーセントを合衆国が分担する。
 - オ 日本国及び合衆国が責任を有する場合には、賠償額を均等に分担する。
- (2) 公務外の不法作為又は不作為から生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する請求権は、次の方法で処理する。
 - ア 日本国の当局は、公平かつ公正に請求を審査し、請求人に対する補償金を査定し、事件に関する報告書を作成する。
 - イ 報告書は、合衆国の当局に交付するものとし、合衆国の当局は、遅滞なく、慰謝料の支払を申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、その額を決定する。
 - ウ 慰謝料の支払の申出があった場合において、請求人がその請求を受諾したときは、合衆国の当局は、みずから支払をし、その決定及び支払った額を日本国の当局に通知する。
- (3) 施設及び区域内に日本国の法律に基づき強制執行を行うべき私有動産があるときは、合衆国の当局は、日本国の裁判所の要請に基づき、その財産を差し押えて日本国の当局に引き渡さなければならない。

2 現状と課題

- (1) 平成8（1996）年12月合意の運用改善について
 - ア 公務外の事件・事故の際の被害者への補償については、平成8（1996）年12月のSACO最終報告によって慰謝料や見舞金の支払い手続、前払いの請求、無利子融資制度等に関する運用改善がなされている。
 - イ しかしながら、法的義務として認めたもの又は法的制度として確立されたものではない。
- (2) 米軍人等に支払われる給料等の差押えについて
 - ア 米軍人等の子どもを出産した女性が、養育費を米軍人等に支払ってもらえないため、生活に困窮する事例がしばしば見受けられる。
 - イ 合衆国政府は、日本の法律に基づき強制執行を行うべき私有財産があるときは、これを差し押さえることができる旨規定されているが、米軍人等に支払う給料等の債権に対する差押え等に関する規定がない。

3 考え方

- (1) 被害を受けた者の迅速、かつ、十分な補償を図るためには、国内法の整備を含め、日米両政府の法的責任で被害者の損害を迅速に補填する制度を設け、被害者の補償を受ける権利を法律上明確に規定する必要がある。
- (2) 米軍人等に支払われる給料等に対して、ボン補足協定と同様に、我が国の裁判所の差押え、支払い禁止等の強制執行を可能にする旨を明記する必要がある。

4 要請

- (1) 公務外の合衆国軍隊の構成員若しくは軍属、若しくはそれらの家族の行為又は不作為によって損害が生じた場合において、被害者に支払われる損害賠償額等が裁判所の確定判決に満たないときは、日米両政府の責任で、その差額を補填するものとし、補填に要した費用負担については、両政府間で協議する旨を明記すること。
- (2) 合衆国の当局は、日本国の裁判所の命令がある場合、合衆国軍隊の構成員又は軍属に支払うべき給料等を差し押さえて、日本国の当局に引き渡さなければならない旨を明記すること。

5 その他参考

- (1) ボン補足協定の規定
第34条 (略)
2 (略)
3 軍隊の構成員又は軍属に対して、その政府が支払う給与に対するドイツ裁判所又は当局の命令にもとづく差押え、支払禁止、その他の強制執行は、当該派遣国の領域において適用される法律が許す範囲においてのみ行われる。本条第1項に従った援助には、既に支払われた給与に対する強制執行の可能性の指摘も含まれる。
4 (略)
- (2) 養育費のための給料の差押え
養育費は、民法及び民事執行法の規定に基づき、税金等を控除した後の金額の2分の1までが差押えの対象となる。(民法第776条ほか、民事執行法第151条の2及び第152条)

11 第25条関係（合同委員会）

1 概要

- (1) 日米地位協定の実施に関して相互間の協議を必要とする事項に関する日米両政府の協議機関として、合同委員会を設置する。
- (2) 合同委員会は、日本国政府及び合衆国政府のそれぞれ代表者 1 人で組織され、いずれか一方の代表者の要請があるときは、いつでも直ちに会合することができる。

2 現状と課題

- (1) 日米合同委員会の合意事項の公表について
 - ア 昭和47（1972）年5月15日の日米合同委員会で、沖縄県における米軍基地使用について合意されたが、その文書（5・15メモ）は、県の再三の要請にもかかわらず、平成9（1997）年3月まで公表されなかった。
 - イ また、平成8（1996）年12月のSAC0最終報告において、「日米合同委員会合意を一層公表することを追求する」との運用改善が行われたが、その後の日米合同委員会合意に関する公表の実施状況については、必ずしも十分とは言えない。
- (2) 地元地方公共団体の意向聴取等について
日米合同委員会は日米両国政府の代表者で構成されており、施設及び区域の提供、運用、返還等に関して最も大きな影響を受ける周辺地域の住民や地元地方公共団体の意向が反映できるような仕組みが設けられていない。

3 考え方

- (1) 米軍基地の多くが住宅地域に近接している沖縄県においては、日米地位協定や日米合同委員会に基づく米軍基地の運用等は、周辺地域に居住する住民及び地元地方公共団体に大きな影響を与えるものであることから、重大な関心事である。そのため、日米合同委員会の合意事項を迅速に公表することが、合衆国軍隊と地域住民及び地方公共団体との信頼関係を構築する礎になる。
- (2) 米軍基地の運用等に関し、日米合同委員会において地元地方公共団体の意見を聴取する場を設け、それを合意内容に反映させるような仕組みが必要である。

4 要請

- (1) 日米合同委員会の合意事項を速やかに公表する旨を明記すること。
- (2) 日米合同委員会において、施設及び区域周辺の住民に影響を及ぼす事項を協議する場合は、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重すること。また、日米合同委員会の中に施設及び区域を有する地方公共団体の代表者の参加する地域特別委員会を設置する旨を明記すること。

5 その他参考

公表されている日米合同委員会合意（主なもの）

(1) 第2条関係

ア 沖縄の施設・区域（5・15メモ等）（昭和47（1972）年5月）

イ キャンプ・ハンセンの104号線越え訓練の移転（平成9（1997）年6月）

ウ 米軍再編に係る訓練移転の拡充（平成23（2011）年1月及び10月）

(2) 第3条関係

ア 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置（平成8（1996）年3月）

イ 災害準備及び災害対応のための在日米軍施設・区域への立入りについて（平成19（2007）年4月）

(3) 第6条関係

沖縄における航空交通管制（昭和47（1972）年5月）

(4) 第9条関係

米軍の構成員、軍属、家族の出入国（昭和27（1952）年5月）

(5) 第10条関係

米軍公用車両の表示に関する措置（平成8（1996）年3月）

(6) 第16条関係

ア 米軍の火薬類運搬上の処置（昭和35（1960）年12月）

イ 在日米軍による低空飛行訓練について（平成11（1999）年1月）

ウ 日本国における新たな航空機（MV-22）に関する日米合同委員会合意（平成24（2012）年9月）

(7) 第17条関係

ア 日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン（平成17（2005）年4月）

イ 在日米軍からの脱走兵の日本側への通報体制について（平成20（2008）年5月）

ウ 日米地位協定の刑事裁判権に関する規定における「公務」の範囲に関する日米合同委員会合意の改正（平成23（2011）年12月）

(8) 第25条関係

米軍航空機の事故調査報告書の公表（平成8（1996）年12月）